

別海町議会会議録

第1号(令和6年9月9日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第59号 | 令和6年度別海町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 議案第60号 | 令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議案第61号 | 令和6年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第62号 | 令和6年度別海町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第63号 | 令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第64号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第65号 | 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第66号 | 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第67号 | 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第68号 | 財産の取得について(し尿収集車) |
| 日程第17 | 認定第 1号 | 令和5年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第 2号 | 令和5年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第 3号 | 令和5年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第 4号 | 令和5年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第 5号 | 令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第 6号 | 令和5年度町立別海病院事業会計決算認定について |
| 日程第23 | 認定第 7号 | 令和5年度別海町水道事業会計決算認定について |
| 日程第24 | 認定第 8号 | 令和5年度別海町下水道等事業会計決算認定について |
| 日程第25 | 報告第 7号 | 放棄した債権の報告について |

- 日程第 2 6 報告第 8 号 令和 5 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 2 7 報告第 9 号 専決処分の報告について（町道上春別原野 5 4 線舗装修繕工事）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会報告
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 提出案件の概要説明
- 日程第 7 議案第 5 9 号 令和 6 年度別海町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 6 0 号 令和 6 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 6 1 号 令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号 令和 6 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 6 3 号 令和 6 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 4 号 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 6 5 号 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 6 6 号 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 6 7 号 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 6 8 号 財産の取得について（し尿収集車）
- 日程第 1 7 認定第 1 号 令和 5 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 2 号 令和 5 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 3 号 令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 認定第 4 号 令和 5 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 認定第 5 号 令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 6 号 令和 5 年度町立別海病院事業会計決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 7 号 令和 5 年度別海町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 8 号 令和 5 年度別海町下水道等事業会計決算認定について
- 日程第 2 5 報告第 7 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 2 6 報告第 8 号 令和 5 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 2 7 報告第 9 号 専決処分の報告について（町道上春別原野 5 4 線舗装修繕工事）

○出席議員（16名）

1番	市川聖母	2番	吉田和行
3番	高橋眞結美	4番	伊勢徹
5番	貞宗拓雄	6番	宮越正人
7番	横田保江	8番	田村秀男
9番	小椋哲也	10番	外山浩司
11番	今西和雄	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長	15番 戸田憲悦	議長	16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	浦山吉人
教育長	相澤要	代表監査委員	竹中仁
監査委員	斉藤雅美	選挙管理委員会委員長	永田雅夫
農業委員会会長	信夫重勝	総務部長	伊藤輝幸
福祉部長	干場みゆき	保健生活部長	小川信明
産業振興部長	佐々木栄典	建設水道部長	外石昭博
教育部長	宮本栄一	会計管理者	入倉伸顕
病院事務長	三戸俊人	農業委員会事務局長	川畑智明
監査委員事務局長	竹中利哉	総務部次長	寺尾真太郎
保健生活部次長	千葉宏	福祉部次長	谷村将志
産業振興部次長	小野武史	建設水道部次長	新堀光行
建設水道部次長	田畑直樹	生涯学習センター長他	福原義人
総務課長	寺尾真太郎	情報広報課長	山田哲哉
総合政策課長	松本博史	財政課長	角川具哉
税務課長	松田勝広	西春別支所長他	小村茂
尾岱沼支所長他	大坂恒夫	福祉課長	石戸谷友絵
介護支援課長	高橋勇樹	老人保健施設事務長	渡辺久利
町民課長	谷村将志	町民保健センター兼母子健康センター長	千葉宏
生活環境課長	上田健一	農政課長	皆川学
水産みどり課長	小野武史	管理課長	田畑直樹
上下水道課長	新堀光行	病院事務課長	椋木直人
学務・スポーツ課長他	齋藤陽	学校教育課長他	池田卓也
図書館長他	堺啓	病院事務課主幹	奈良司美
病院事務課主幹	大森圭介	老人保健施設主査	佐藤裕美
財政課主査	浦部裕美子		

○議会事務局出席職員

事務局長	干場富夫	主幹	木幡友哉
------	------	----	------

○会議録署名議員

9番 小 椋 哲 也
11番 今 西 和 雄

10番 外 山 浩 司

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
会議に入ります前に申し上げます。
今会期中は、報道関係者の写真撮影とパソコンの使用を許可しております。
庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。
議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので申し上げておきます。
また、議場内において、体調管理のために必要な水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げておきます。
本日は、議場内の気温が上昇することが予想されておりますので、上着を脱ぐことを認めます。
ただいまから、令和6年第3回別海町議会定例会を開会いたします。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
9番小椋議員。
○9番（小椋哲也君） はい。
○議長（西原 浩君） 10番外山議員。
○10番（外山浩司君） はい。
○議長（西原 浩君） 11番今西議員。
○11番（今西和雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。
なお、本件は、報告のみであります。
議会運営委員長。
○議会運営委員長（小椋哲也君） 8月20日及び8月29日に開催いたしました議会運営委員会で、第3回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。
第3回定例会に町側から提出されております案件は、全部で21件であります。
内容は、令和6年度各会計補正予算が5件、条例の一部改正が4件、財産の取得が1件、令和5年度各会計決算認定が8件、放棄した債権と、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が2件、工事請負契約の専決処分報告が1件であります。

これら提出案件のうち、令和6年度各会計補正予算の5件と、令和5年度各会計決算認定の8件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑、討論、採決すべきものとし、令和6年度各会計補正予算及び令和5年度各会計決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和6年度各会計補正予算5件と、令和5年度各会計決算認定8件については関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定いたしました。

放棄した債権、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、工事請負契約の専決処分等の報告につきましては報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第3回定例会の会期は、9月9日から9月13日までの5日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目は、一般質問を行い、3日目と4日目は休会とします。

3日目は、令和6年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、予算決算審査特別委員会終了後に、広報・広聴常任委員会を開催します。

4日目は、総務文教常任委員会、福祉医療常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催します。

5日目最終日は、特別委員会に付託した議案の審査結果の報告と町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員発議案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、伊勢議員、市川議員、中村議員、高橋議員、横田議員の6名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましても効率的な議会運営と、活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願陳情等であります。

請願陳情等に関わる対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在予定されております議員提出案件は3件であります。

内容は、「巨大災害に備える危機管理対応の体制強化を求める意見書案」及び「義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書案」が、佐藤議員から、「国土強靱化に資する道路の整備等に関わる意見書案」が、戸田議員からそれぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案することとなっております。

最後に、反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか、職員が議長の許可により、議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会の議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ、執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月13日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和6年第3回町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、全員の御出席をいただき大変ありがとうございます。

定例会開会に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、8月31日の大雨による町道の被害についてでございます。

8月31日の午前からの夕方にかけての大雨で、町内の町道71路線で、路面の洗掘や法面が崩壊するなどして被害を受けました。

通行が危険と判断しました11路線においては、一時通行止めをしました。

これは、9月3日から順次、復旧作業を実施し、6路線については、通行止めを解除しております。

その他の路線につきましても、早期の復旧に向けて、今努力しているところでございます。

次に8月11日に開催しました、直木賞作家河崎秋子さんへの町民栄誉賞の授与式でございます。

今まで町民栄誉賞は、3名の方がおりまして、これはいずれもスポーツ選手でございましたけれども、今回初めて、文化の部分から授与をすることになったということで河崎さん自身も大変喜んでおられまして、私どももよかったと思っております。

これを機に、町民の文化活動が一層盛り上がることを期待しているところでございます。

9月3日は、鈴木直道知事が野付半島と尾岱沼に来られまして、触れ合いトーク等で地元の状況等の話合いが行われまして、別海町では、観光協会の会長、また、中標津町で行われたトークでは、別海で企業しているオーレンスの社長が、DXについて、取組の内容を説明していたところでございます。

知事は、選挙運動も含めて4度、根室管内に来根しているということでございましたけ

れども、これからも、できるだけ地域の声を聞きたいというようなお話を伺っております。

また、9月4日の夜ですけれども、別海高校の野球部の後援会、これの総会が行われまして、甲子園へ行くための後援会を設立したんですけれども、目的を達成したということで、解散することになりました。

寄附の状況ですけれども、1億1,000万弱集まりまして、町の補助金も含めてでございますけれども、使ったのが、9,000万弱というようなことで、全体では2,000万ちょっとが残ったような状況でございますけれども、これを後援会は解散するけれども、父母の会等で、引き続き、野球部の活動を支援する活動費に使いたいというようなことが、総会で了承されました。

町としましても、補助金という形で出しております。

したがって、どういう、最終的な結果が出たのかということは、後ほど後援会から報告があると思いますので、その報告を受けて、残金の利用活動方法については、今後検討したいというふうに考えております。

目的は、高校野球部を応援するという趣旨にのっとった活動を続けていくということであれば、返還命令等まではいかないような形で、できるだけ高校生の応援を続けていきたいというような思いを持っております。

では、次に酪農情勢でございます。

町内の生乳生産は、本年1月から7月までで28万7,000トン、これは、対前年比で102.2%、販売額では345億2,000万円、これは対前年比で113.1%となっており、3年ぶりに増産に転じたことや、また乳価の値上げによりまして、堅調に推移はしております。

また、飼料作物であります牧草の生育状況につきましても、9月1日現在で、2番草が適当な温度と降雨の天候に恵まれまして、例年よりも6日早く、飼料用トウモロコシについても、生育は例年よりも2日早く、全体に進んでおります。

7月は猛暑が続いていた気候がありましたが、牧草は適期に収穫できたことや、餌が今年度産の牧草に切り替わります秋以降には、生乳の生産量が伸びるものと期待をしているところでございます。

また、管内の家畜の暑熱被害でございますが、6月1日から8月15日までの間に2頭が、熱射病を発症しましたがけれども、2頭とも回復しております。

次に水産業の状況です。

野付・別海両漁協における本年8月までの漁獲量は、水揚げ数量で1万5,500トン、これは対前年比で85%となっております。

金額で52億7,700万円、これも対前年比80%となっております、昨年と比較しますと、水揚げ量及び金額ともに下回っている状況でございます。

カレイとホッキの水揚げが好調でしたけれども、5月まで創業していたホタテ漁が、時化や、そして流氷が長く残っていたというようなことの影響から、連続した操業ができなかったことや、今期の漁場が、年度年度のサイクル的に、資源量が少ない年度に当たったというようなことも、減少の大きな要因だというふうに考えられております。

一方、本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁は、例年9月1日から解禁するところを、川への遡上数確保のために、自主規制により遅らせまして、根室北部地区は、9月6日から、そして根室南部地区は、9月9日から順次網入れが行われ、段階的に水揚げが始

まっております。

今年の根室海区における来遊予測では、昨年よりも18.7%下回る、匹数にして22万尾、これを予想しております。

依然、漁獲量の低迷が危惧されているところであり、別海漁協主催のあきあじまつりも、中止の方向で動いております。

これから本格操業に向けて、今後の来遊状況や価格の動向に大きく期待をしているところではございます。

次に商工業と観光についてです。

別海町中小企業振興、この行動指針に基づきます担い手育成の一環としまして、昨年に引き続きまして、4月に別海高校生と地元の企業との懇談会を実施いたしました。

懇談会には、企業は16社が参加しまして、生徒は23名が参加しまして、企業と生徒が直接対話することで、業務内容や職種への理解が深まり、地元企業への就職希望者の増加と、それから就職後の早期離職防止の一助になるものと考えているところではございます。

次に観光客でございますけれども、入込み数につきましては7月末現在で12万6,000人と、これは前年が16万3,000人でしたので、約3万7,000人減少しております。

これは一つは、えびまつりの中止が大きな要因になるのではないかなと考えております。

続きまして、建設工事等の発注状況についてです。

8月末現在で、工事及び事業委託を合わせまして、107件、金額で約21億8,700万円となりまして、今年度計画のおよそ64%を発注しておりまして、おおむね計画どおり進捗している状況でございます。

今後の入札につきましては、2か年国債での道路工事や町有車両の除雪業務委託などを予定しております。

最後に、令和6年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてでございます。

訓練は9月12日から9月23日までのうち10日間実施される予定となっており、訓練部隊の矢白別演習場到着は9月上旬、出発は10月中旬となっております。

本訓練に対しましては、8月27日に開かれました、北海道知事を座長とする矢白別演習場関係機関連絡会議、これは副知事、そして別海町、厚岸町、浜中町、標茶町が参加している会議でございますけれども、これに私も出席しまして、演習場所在自治体として、安全対策の徹底や早期の情報提供など7点について、北海道防衛局に要請を行ったところでございます。

なお、訓練規模は大隊レベルで、人員約450名、車両約100両、砲門数は8門となっております。

訓練計画につきましては、これまでと同様に、新聞への周知チラシの折り込みや、町ホームページにより、町民の皆様へお知らせしております。

また、訓練期間中におきましても、射撃訓練の実施状況などについて、ホームページ等で迅速にお知らせをさせていただいておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

なお、9月4日、札幌防衛局から、現地対策本部を設置した旨の報告がありました。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。
ありがとうございました。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは、本定例会に提出をいたしました議案等について、その概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程をされた際に、詳細を説明いたしますので、私からは、概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が10件、認定が8件、報告が3件でございます。

議案第59号は、一般会計補正予算です。

引き続き物価高騰による悪影響を受けている一般企業及び農業者に対し、ふるさと応援基金を財源として、水道料の減免事業を実施する経費や、防衛省補助のモデル事業として、上西春別小学校にエアコンを設置する上西春別小学校整備事業、滞在施設や加工施設等、域内の循環を維持、活性化する拠点の確保対策として実施をする、域内循環拠点維持確保緊急対策事業の補助申請者の増加見込みによる増額、そして本年度も堅調に推移しております、ふるさと応援寄附金に係る事業費の増など、53億4,130万円を増額補正するものでございます。

議案第60号は、介護保険特別会計補正予算で、昨年度に受けた介護給付費等の精算返還金により880万円を増額補正するものです。

議案第61号は、町立別海病院事業会計補正予算で、10月から外来看護師の宿直業務を開始することに伴い、宿日直手当について、120万円を増額補正するものです。

議案第62号は、水道事業会計補正予算で、一般会計が実施をする一般企業及び農業者に対する水道料の減免事業に関連し、36万6,000円を増額補正するものです。

議案第63号は、下水道等事業会計補正予算で、上春別地区排水処理施設における一部設備の更新工事が必要となり、517万円を増額補正するものです。

議案第64号別海町職員の給与に関する条例の一部改正は、町立別海病院において、10月から外来看護師の宿直業務を開始することに伴い、宿日直手当の上限額を見直し、改正を行うものです。

議案第65号別海町手数料条例の一部改正は、書かない窓口推進・窓口円滑化事業において、10月から運用開始予定として設置する機器の導入に伴い、本条例における文言について改正を行うものです。

議案第66号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部改正は、国による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴い、本条例で定める居住費及び滞在費について、改正を行うものです。

議案第67号別海町国民健康保険条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日から、国民健康保険被保険者証が廃止となることから、所要の改正を行うものです。

議案第68号の財産の取得については、8月22日に入札を行った、し尿収集車の取得について、その予定価格が1,500万円を超えることから、議会の議決を求めるもので

す。

認定第1号から第8号までの8件については、令和5年度各会計決算の認定についてです。

地方自治法の規定に基づき、各会計の決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

報告第7号は、放棄した債権の報告についてです。

別海町債権管理条例に基づき、令和5年度中に放棄した債権について、議会に報告するものです。

報告第8号は、令和5年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてです。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告をするものです。

最後に報告第9号の専決処分の報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものです。

以上で提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第64号から議案第68号までの5件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号から議案第68号までの5件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第59号から日程第11 議案第63号まで

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第59号令和6年度別海町一般会計補正予算（第2号）、日程第8 議案第60号令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第9 議案第61号令和6年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第62号令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第11 議案第63号令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）の5件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この5件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については、要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第59号令和6年度別海町一般会計補正予算第2号の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第59号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和6年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53億4,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301億3,830万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款町税、1 項と2 項で8,389万9,000円の増。

1 0 款地方特例交付金、1 項で6,686万4,000円の増。

1 1 款地方交付税、1 項で1,665万4,000円の増。

1 5 款国庫支出金、1 項と2 項で1億342万3,000円の増。

1 6 款道支出金、1 項と2 項で940万2,000円の増。

1 8 款寄附金、1 項で50億円の増。

1 9 款繰入金、1 項で1,580万円の減。

2 0 款繰越金、1 項で5,198万3,000円の増。

2 1 款諸収入、4 項と5 項で1,677万1,000円の増。

2 2 款町債、1 項で810万4,000円の増。

歳入合計で53億4,130万円の追加です。

次に3ページにお進みください。

歳出です。

1 款議会費、1 項で31万3,000円の増。

2 款総務費、1 項と3 項で52億2,908万2,000円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で9,031万2,000円の増。

4 款衛生費、1 項と2 項で3,077万9,000円の増。

6 款農林水産業費、1 項で17万3,000円の増。

7 款商工費、1 項で289万4,000円の減。

1 0 款教育費、2 項から5 項で646万5,000円の減。

歳出合計で53億4,130万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ301億3,830万円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正で3件の追加です。

1 件目、防衛施設周辺障害防止事業は、矢臼別演習場土砂流出対策に係る工事や調査設計を行うもので、期間は令和7年度、限度額は9,691万2,000円。

2 件目は、防衛施設周辺道路整備事業における、根室中部3号主要幹線改良舗装工事

で、期間は令和7年度、限度額は1億9,270万8,000円。

3件目も同じく防衛施設周辺道路整備事業、中西別上風連線改良舗装工事で、期間は令和7年度、限度額は1億3,512万1,000円とするものです。

次に、第3表、地方債補正で2件の変更です。

1件目、町道整備事業は、中春別及び別海市街地の道路工事について、過疎債の充当が見込めるようになったことから、補正前の限度額、2億3,580万円に、2,560万円を追加し、補正後の限度額を2億6,140万円とするものです。

次の臨時財政対策債は、発行可能額の決定により、補正前の限度額4,000万円から、1,749万6,000円を減額し、補正後の限度額を2,250万4,000円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

1番下段、合計になりますが、補正前の限度額12億6,850万円に、810万4,000円を追加し、補正後の限度額を12億7,660万4,000円とするものです。

次に、5ページから26ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、全て省略をさせていただきます。

以上で議案第59号一般会計補正予算（第2号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第60号令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第60号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,650万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款保険料、1項で1,058万2,000円の増。

3款国庫支出金、2項で625万7,000円の減。

4款支払基金交付金、1項で493万5,000円の増。

7款繰入金、2項で134万3,000円の減。

8款繰越金、1項で88万3,000円の増。

歳入合計で880万円の増額です。

次に、歳出です。

5款諸支出金、1項で880万円の増。

歳出合計で880万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,6

50万円とするものです。

3ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上で議案第60号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第61号令和6年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○病院事務課長（椋木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（椋木直人君） 議案第61号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条総則。

令和6年度町立別海病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の1款病院事業費用、1項で120万円の増。

合計で24億5,675万7,000円とする。

第3条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号職員給与費120万円を増額し、10億9,108万1,000円とする。

2ページから3ページの補正予算実施計画及び補正予算実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

令和6年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から3行目、資金増減額の見込みで1億95万円の減額となり、最下段、資金期末残高で2,256万4,000円となる予定です。

続きまして、5ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1 総括。

下段の比較の合計で説明いたします。

職員数、一般職で、人数の変更はありません。

手当120万円の増、給与費計120万円の増。

法定福利費の増減はありません。

合計で120万円の増となります。

以下、手当の内訳から7ページまでの説明は省略させていただきます。

続きまして8ページをお開きください。

令和6年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込み、1億4,531万5,000円となる見込みで、1番下の当年度

未処理欠損金が29億3,911万円となる見込みです。

9ページの令和6年度町立別海病院事業予定貸借対照表と10ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で議案第61号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第62号令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第62号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和6年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条総則。

令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款水道事業収益、1項と2項で36万6,000円を増額し、11億910万7,000円とするものです。

続いて、収益的支出です。

1款水道事業費用、1項で36万6,000円を増額し、9億3,468万6,000円とするものです。

3ページから4ページにかけての、補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

続いて、5ページをお開きください。

令和6年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

6,636万1,000円の減額となり、最下段の資金期末残高は29億821万3,000円となる予定です。

次に、6ページにお進みください。

令和6年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億3,155万円となる予定です。

次の7ページの令和6年度別海町水道事業予定貸借対照表と8ページの注記表の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で議案第62号別海町水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第63号令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第63号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）。

第1条総則。

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入。

予算第3条の収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款下水道事業収益、2項で47万円を増額し、6億8,539万9,000円とするものです。

第3条、資本的支出。

予算第4条の資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,291万3,000円は、過年度損益勘定留保資金3,932万円及び現年度損益勘定留保資金1億1,359万3,000円で補填するものとする。

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で517万円を増額し、3億5,687万1,000円とするものです。

3ページから4ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略をさせていただきます。

続いて、5ページをお開きください。

令和6年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

1,698万6,000円の増額となり、最下段の資金期末残高は2億65万7,000円となる予定です。

続いて6ページをお開きください。

令和6年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込みです。

8,629万1,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処理分余剰金も、1,794万6,000円となる見込みです。

7ページの別海町下水道等事業予定貸借対照表、8ページ以降の注記表の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で議案第63号下水道等事業補正予算（第1号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第59号から議案第63号までの令和6年度別海町各会計補正予算の5件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和6年度別海町各会計補正予算の5件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号から議案第63号までの5件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第64号

○議長(西原 浩君) 日程12 議案第64号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 総務部次長。

○総務部次長(寺尾真太郎君) 議案第64号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本件につきましては、町立別海病院において深夜勤務帯である、病棟看護師の救急診療に係る業務負担の最適化、こちらを目的に、本年10月1日から、外来看護師を宿直とし、夜間の救急診療に対応する見直しを行うことに伴いまして、当該宿直する外来看護師の手当を1回につき1万円を支給したいとすることから、宿日直手当の上限額の引上げ改正を行おうとするものです。

それでは議案内容の説明に入ります。

議案書では、6ページに改正文でお示ししておりますが、議案書による改正文の朗読は省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

第15条、宿日直手当で、勤務1回につき支給する宿日直手当の上限額を、現行の「4,400円」から「1万円」に改正したいとするものです。

また、附則といたしまして、「この条例は、令和6年10月1日から施行する。」とするものです。

以上で議案第64号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第64号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○8番(田村秀男君) はい。

○議長(西原 浩君) 8番、田村議員。

○8番(田村秀男君) ちょっと2、3点お伺いいたします。

この宿日直勤務が必要となる職場というのはですね、町立別海病院の看護師のみなのかね、それについてちょっとお知らせください。

どちらにしても、当初予算には、宿日直手当は計上されておられませんのでね。

それから1回の勤務手当が4,400円から1万円というふうに、2倍以上に上がってまずけれども、これの積算の根拠を教えてください。

それから3点目は、常直的な宿日直勤務手当ってというのは、月額2万2,000円超えちゃいけないよってというルールなんですけども、1回の手当の額が2倍以上上がったにもかかわらず、月額の2万2,000円は変わってないと。

この考え方を教えてください。

それから、これは10月1日からやるってということで、別海病院の看護師の関係で緊急にこの10月から必要性が出てきたので、条例を改正して予算を増額したか、それについてもちょっとお答えください。

○議長（西原 浩君） それでは答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（西原 浩君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは順次答弁をお願いいたします。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） それではまず私のほうからは、まず1番の看護師だけなのか、宿日直勤務っていうのと、3番目の、後段のですね、ただし書のほうの2万2,000円の改正は必要ないのかという御質問だったかと思うんですけど、この2点について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

それではまず1点目の宿日直手当は、現状どのようなことかということですけども、現状といたしましては、職員のほうにですね、宿日直手当ということで勤務命令している事例は、今ございません。

10月から、病院のほうで実施するということで、初めて実施するということになっております。

続きまして2万2,000円の件ですけども、ただし書のほうに規定しております常直的な宿日直勤務、こちらのほうはですね、例えば、庁舎に附属している居室、こちらのほうで、私生活を営みつつ、常時行う宿日直手当ということの意味している内容でございまして、施設の夜間対応業務等が想定はされるんですけども、このような形態の場合は、1回ごとの手当ではなくて、月額手当としてこちらの人事院の規則に応じて、規定をしているというところですけども、この場合と、今回、看護師を対象といたしました1回当たりの改正、こちらはちょっと内容が異なるものですので、均衡を図る必要はないというところで判断したところでございます。

以上でございます。

○病院事務課長（椋木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（椋木直人君） それでは私のほうから2点目と4点目の質問についてお答えします。

2点目の1万円の根拠でございますが、宿直手当の近隣の状況を調査したところ、宿直手当としての実施件数というものがさほどなく、釧路根室管内で調べたところでは、2市町ですね、ありまして、ちょっと参考に及ばなかったものですから夜間手当というところで調査したところ、ある程度、本院も夜間手当はあるんですが、本院を除く夜間手当の平均値が大体1万円ぐらい弱であったというところで、看護師不足ということで、今後の看護師維持というところで、募集もしなければならぬところであり安くもできないという事情もございまして、1万円というところに落ちついたところです。

4点目の10月1日からの実施ということですが、新年度入りまして看護師不足がやはり、かなりちょっと深刻な状況になってきましたので、全体での体制見直しによって、救急体制の確保、維持することが必要という判断で、今年度、年度初めにはこの時期をめどに入れたらいいということで、今回提出させていただきました。

満度にすぐ10月から、フルに1か月毎日入れるという状況ではないんですが、予算につきましても、可能な範囲、おそらく30日中20日程度でも始められればというところで、新年度以降、定着できるようにということで、今回の補正予算増額ということになっております。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） はい、4点回答ありました。

○8番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 8番、田村議員。

○8番（田村秀男君） 宿日直手当とそれから常直的な宿日直勤務ですか、これちょっと私も勘違いして、趣旨が違うということが分かったんで、了解いたしました。

そうするとですね、120万円補正してんですから、1万円としたら、年間120回の勤務といいますかね、そういうようなことで積算したということですか、120万円は。

○議長（西原 浩君） そうなると、補正予算の質問になっちゃう。

田村議員、ちょっと補正予算のほうに内容入っちゃうから、今の答弁で了解ならば、よろしいですか。

○8番（田村秀男君） はい、分かりました。

○議長（西原 浩君） それではそのほか、質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい。

ないようですので、ここで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第65号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第65号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第65号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書は7ページになります。

本条例の改正は、今年度事業として予算計上している、書かない窓口推進・窓口円滑化事業において、住民票と印鑑証明書の交付申請の際に、申請書への記載を省略することができる利用者操作端末機を本庁舎に設置しますが、本端末機は、コンビニに設置されている多機能端末機と同様の操作、同様の様式で発行されるため、同額の手数料を設定するものとし、条例の一部を改正するものです。

なお、本サービスの運用開始は10月からを予定しています。

議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の2ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後となります。

初めに、別表中、右側の改正前の19の項、下線部分になりますが、「多機能端末機」を、左側の改正後の19の項、同じく下線部分になりますが、「多機能端末機等」に改めるものです。

最後の行になりますが、附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」ものです。

以上で議案第65号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第65号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい。

質疑を終わります。

◎日程第14 議案第66号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第66号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） 議案第66号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の8ページをお開き願います。

本条例は、近年の光熱水費の高騰や、在宅で生活している方との負担均衡を図るため、介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正が告示され、介護サービス利用における居住費等の基準費用額及び負担限度額の改正が行われたことに伴い、本町においても、国の基準に準拠していることから、滞在費及び居住費について、同様の改正を行おうとするものです。

また、介護保険法施行規則の一部改正による省令等により、過去に一部見直しが行われていた負担限度額の対象要件について、現状は、見直し後における判定事務を行っている

ものの、条文表記との相違が生じていることから、併せて改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の3ページをお開き願います。

3ページから5ページまでが本改正案の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第3条関係別表1の5項及び5ページまでの6項中、「課税年金収入額」を「年金収入金額」に改め、4ページ上段、短期入所療養介護事業に係る滞在費の基準費用額「377円」を「437円」に、負担限度額「370円」を「430円」に、5ページ中段の老人保健施設入所事業に係る居住費の基準費用額「377円」を「437円」に、負担限度額「370円」を「430円」に改正しようとするものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、「別表1中、377円を437円に、370円を430円に改める改正規定は、令和6年10月1日から施行する。」とするものです。

以上で議案第66号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第66号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第67号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第67号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第67号別海町国民健康保険条例の一部改正について、内容を説明いたします。

議案書の9ページをお開き願います。

初めに、本条例の一部改正を行う理由ですが、昨年、法改正された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、こちらにより、国民健康保険の被保険者が使用している健康保険証が、令和6年12月2日から保険証廃止となることに伴い、本条例中の被保険者証に係る関係条文について、改正する必要が生じることから、改正を行うものです。

議案本文の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の6ページをお開きください。

議案資料6ページが、本条例改正に関わる新旧対照表になります。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分は、今回改正を行う箇所になります。

今回改正箇所は、第14条、罰則に関わる部分になります。

初めに改正前の第9項の下線箇所は、国民健康保険法の改正に伴い、「第9項」から改正後「第5項」へと改正を行うものです。

改正前の次の行の、「若しくは」以降の下線箇所は、「同条第3項若しくは第4条の規

定により被保険者証の返還を求められこれに応じない場合」とした条文が、保険証廃止に伴い不要となることから、当該条文を削除し、改正後において、「又は虚偽の届出をした場合」に改めるものです。

附則として、第1項施行期日で、「この条例は、令和6年12月2日から施行する。」とし、第2項経過措置として、「この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で議案第67号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第66号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第68号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第68号財産の取得について（し尿収集車）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第68号の内容説明をいたします。

議案の11ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、し尿収集車1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格5,027万円。（内消費税及び地方消費税額457万円）。

4、取得の相手方、釧路市鳥取大通6丁目8番11号、UDトラックス道東株式会社釧路支店、支店長岩田敏典。

次に本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は8月22日で、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、UDトラックス道東株式会社釧路支店の2社による指名競争入札を行い、3回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4,625万円、最低入札価格は4,570万円で、最低入札者であります、本案のUDトラックス道東株式会社釧路支店と現在仮契約中であります。

なお、納期は翌年12月30日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の7ページをお開きください。

事業名は、令和6年度し尿収集車購入事業で、購入物品名は、し尿収集車。

数量は1台です。

主要諸元は、型式2RG-CW5DL。

乗車定員2名。

全長7.85メートル以下。

全幅2.55メートル以下。

全高3.25メートル以下。

総排気量10.836リットル。

最大出力360馬力から380馬力。

汲取タンク容量7,000リットルから7,200リットルとなっています。

8ページには、上から見た平面図のほか、側面図、背面図を記載しています。

以上で議案第68号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第68号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第17 認定第1号から日程第24 認定第24まで

○議長（西原 浩君） 日程第17 認定第1号令和5年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第2号令和5年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第3号令和5年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第4号令和5年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第5号令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第6号令和5年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第23 認定第7号令和5年度別海町水道事業会計決算認定について、日程第24 認定第8号令和5年度別海町下水道等事業会計決算認定についての8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については、要点のみにとどめて説明を願います。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） 認定第1号から認定第8号までの、令和5年度別海町各会計決算について、御説明をさせていただきます。

決算書が大冊となりますので、議案資料により決算の概要を一括して説明をし、議案説明とさせていただきます。

資料は9ページから11ページまでです。

それではページをめくっていただき、資料10ページから説明をいたします。

最初に、令和5年度別海町一般会計及び特別会計「決算概要」です。

1、一般会計及び特別会計「決算概要」。

単位は円で表示をしております。

表の左から、認定番号、会計名、歳入収入済額、歳出支出済額、歳入歳出差引残額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計。

収入済額 334億5,583万8,597円。

支出済額 332億5,839万3,103円。

差引残額 1億9,744万5,494円。

うち基金繰入額 8,000万円。

次に、2、国民健康保険特別会計。

収入済額 24億4,890万3,306円。

支出済額 24億4,569万1,473円。

差引残額 321万1,833円。

うち基金繰入額 200万円。

次に、3、介護サービス事業特別会計。

収入済額 5億439万9,203円。

支出済額 5億427万2,879円。

差引残額 12万6,324円。

次に、4、介護保険特別会計。

収入済額 11億8,020万482円。

支出済額 11億7,930万7,411円。

差引残額 89万3,071円。

次に、5、後期高齢者医療特別会計。

収入済額 2億668万3,735円。

支出済額 2億597万5,735円。

差引残額 70万8,000円。

次に、下段の2、一般会計及び特別会計の「実質収支に関する調書」です。

単位は1,000円で表示をしております。

表の左から、認定番号、会計名、歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計。

歳入総額 334億5,583万8,000円。

歳出総額 332億5,839万3,000円。

差引額 1億9,744万5,000円。

繰越明許費繰越額、5,546万2,000円。

繰り越すべき財源額合計額も、同様に、5,546万2,000円。

実質収支額 1億4,198万3,000円。

うち基金繰入額 8,000万円。

次に、2、国民健康保険特別会計。

歳入総額 24億4,890万3,000円。

歳出総額 24億4,569万1,000円。

差引額 321万2,000円。

実質収支額も同様に、321万2,000円。

うち基金繰入額 200万円。

次に、3、介護サービス事業特別会計。

歳入総額5億439万9,000円。

歳出総額5億427万3,000円。

差引額12万6,000円。

実質収支額も同様に、12万6,000円。

次に4、介護保険特別会計。

歳入総額11億8,020万円。

歳出総額11億7,930万7,000円。

差引額89万3,000円。

実質収支額も同様に89万3,000円。

次に、5、後期高齢者医療特別会計。

歳入総額2億668万4,000円。

歳出総額2億597万6,000円。

差引額70万8,000円。

実質収支額も同様に70万8,000円。

次に資料の11ページを御覧ください。

令和5年度別海町一般会計及び特別会計決算「財産の概要」です。

初めに、1の公用財産ですが、決算年度末の数値で申し上げます。

土地地積合計9,307万7,397平方メートル。

建物延面積合計22万8,327平方メートル。

山林面積合計6,622万1,309平方メートル。

山林立木推定蓄積量合計81万8,775立方メートル。

次に、有価証券の合計、株券で9,564万円。

出資による権利の合計10億3,157万2,000円となっております。

次に、右のほうに移りまして、2の物品・債権・基金についてです。

こちら決算年度末の数値で申し上げます。

物品合計、車両が164台。

債権合計、貸付金で1億7,390万6,000円。

基金合計28基金の預金額で100億5,495万2,000円。

歳計として定額運用基金の状況です。

運用基金につきましては、基金会計が直接支出経理できるもので、年度末残高では、早坂善也奨学基金、預金額で、241万5,000円。

土地開発基金、預金額で1億98万円となっております。

次に、下段の令和5年度別海町各企業会計「決算概要」です。

単位は円で表示をしております。

決算額で申し上げます。

6、町立別海病院事業会計は、収益的収入及び支出の事業収益の決算額で、21億2,448万5,985円。

事業費用の決算額で24億974万5,145円。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で4億4,177万8,000円。

資本的支出の決算額で5億2,480万3,059円となっております。

次に、7、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の事業収益の決算額で、10億

9,428万2,167円。

事業費用の決算額で8億7,096万8,453円。

資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で3億3,180万1,000円。

資本的支出の決算額で7億7,979万3,541円となっております。

次に、8、下水道等事業会計ですが、収益的収入及び支出の事業収益の決算額で5億2,014万3,744円。

事業費用の決算で5億2,862万9,597円。

資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で4億4,730万6,350円。

資本的支出の決算額で4億5,569万939円となっております。

以上、認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について説明をさせていただきました。

なお本件認定には、決算書に監査委員の各会計決算審査意見書を付すとともに、主要な施策の成果一覧表を添付しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） お諮りします。

ただいま上程中の令和5年度別海町各会計決算認定の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第25 報告第7号

○議長（西原 浩君） 日程第25 報告第7号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 報告第7号の内容説明をいたします。

議案の20ページをお開きください。

報告第7号放棄した債権の報告について。

本件は、別海町債権管理条例第16条の規定に基づき、放棄した債権について、同条例第17条の規定により報告するものです。

議案の21ページにお進みください。

令和5年度債権放棄調書になります。

債権の名称及び債権放棄の理由ごとに御説明いたします。

初めに、し尿処理手数料です。

条例第16条第5号、強制執行または債権の申出等の手続をとってもなお無資力、資力回復困難で履行の見込みがない理由によるものが、1人1件で4,510円です。

続いて、介護保険料返納金です。

介護保険料返納金は、死亡に伴う介護保険料の還付金について、相続人に還付した後に厚生労働省に還付すべきだったことが判明し、相続人から返納を求めたものの未払となったもので、条例第16条第1号、生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものが、1人1件で1万4,000円です。

最後に、水道料金です。

条例第16条第1号、生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものは、2人29件で2万9,070円。

条例第16条第4号、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお履行させることが困難、または少額の債権額に対して、徴収経費が上回るなど不適當である理由によるものは、1人1件で2,223円です。

水道料金合計で3人30件で3万1,293円です。

いずれも令和6年3月31日付けで債権放棄をしております。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

◎日程第26 報告第8号

○議長（西原 浩君） 日程第26 報告第8号令和5年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 報告第8号の内容説明をいたします。

議案の22ページをお開きください。

報告第8号令和5年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度、健全化判断比率を、公営企業においては、資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに、監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該各比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されているため、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、「令和5年度決算財政健全化審査及び経営健全化審査意見書」を、別冊で配付させていただいております。

また、本日の議会への報告と併せて、町のホームページ上でも公表を、広報別海には、決算状況と併せて公表予定であることを申し添えます。

それでは各比率の状況について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

まず、最初の表で、健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標があります。

一つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める比率をあらわし、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

令和5年度の一般会計の決算は黒字となったことから赤字比率は生じていません。

二つ目の連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものとなり、比率は生じておりませんが、町立別海病院事業会計において、対象となる流動負債等が、流動資産を上回り、394万7,000円の資金不足が生じています。

生じた理由としては、令和6年1月以降の営業収益が見込みより落ち込んだことが主な要因となっています。

また、一般会計及び特別会計、また町立別海病院事業会計を除く他の公営企業会計では、赤字比率は生じていません。

三つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の財政負担の大きさや、資金繰りの危険度を示すもので、過去3か年の平均比率となります。

令和5年度の比率は11.1%となり、地方債の発行が制限される早期健全化基準の25%や、財政再生計画を義務づけられる財政再生基準の35%を大きく下回っており、前年度比較では0.4%改善しています。

四つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や債務負担行為額の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の負担が、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

令和5年度は、将来負担額より、基金などの充当可能財源等が上回ったことにより、将来負担比率は生じていません。

なお、早期健全化基準は350%となっており、前年度比較では31.7%改善しています。

次に、その下の表で、資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を示す指標で、公営企業の資金不足額が、事業規模に占める比率を表します。

先ほどと同じ理由により、町立別海病院事業会計で0.3%の資金不足比率が生じていますが、別海町水道事業会計、別海町下水道等事業会計では、資金不足額がなかったことから、資金不足比率は生じていません。

以上で報告第8号の内容説明を終わります。

◎日程第27 報告第9号

○議長（西原 浩君） 日程第27 報告第9号専決処分分報告について、町道上春別原野54線舗装修繕工事を議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 報告第9号の内容説明をいたします。

議案の23ページをお開きください。

報告第9号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月2日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和6年6月27日議案第46号により議決を経て締結した、町道上春別原野54線舗装修繕工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,831万円（内消費税及び地方消費税額621万円）」を「7,005万9,000円（内消費税及び地方消費税額636万9,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工、舗装工、防護柵工、道路附属施設工において、当初概数としていた数量が確定したことにより、174万9,000円の増額となったものです。

以上で報告第9号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は「一般質問」を、午前10時から開きますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午前11時48分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員